

令和8年2月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和7年度北塩原村農業委員会総会2月定例会 議事録

1. 開催日時

令和8年2月20日（金）午後4時00分～5時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	出
〃	—	武 藤 正	出
〃	—	五十嵐 忠之	出
〃	—	高 畑 忠 弘	欠
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、4名が出席した。

4. 欠席委員

推進委員 高畑忠弘委員、佐藤周委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
 - ・議案第1号
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他
 - ・農業委員会だよりについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦
事務局係長 遠 藤 和 広
事務局副主査 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■局長

ただいまより、令和7年度北塩原村農業委員会定例総会2月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨 拶)

■局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

ただいまの出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。

なお、推進委員の武藤正委員からは遅参する旨の届出があり、佐藤 周委員、高畑 忠弘委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、1番 五十嵐大委員、6番 岩田多吉委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なし)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より朗読と説明をお願いします

■事務局

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇〇さん、70歳、関屋地区の方です。譲受人は、喜多方市の〇〇〇〇さんです。

2. 申請する農地の所在地及び面積は、関屋地区と北山地区の農地16筆、合計18,370㎡でございます。

3. 権利を設定しようとする事由について、譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模の拡大でございます。

4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期及び期間は、農業委員会の許可日以降、永年。土地の対価は1筆あたり1,000円です。

5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、5～18ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、6番 岩田多吉委員に確認していただきましたところ、こちらについては不許可相当と判断されております。

上記のとおり提出いたします。令和8年2月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。

以上で番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、6番 岩田多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田多吉委員

譲受人や譲渡人と直接会ってお話をしました。譲受人の営農状況や条件等を考慮し、本件については不許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■2番 小椋隆子委員

価格設定は妥当なのでしょうか。1筆1,000円ではタダ同然では。

■事務局

こちらとしても他の取引の値段等を鑑みて妥当ではないと認識しております。ですが、譲渡人としては、無償でもいいからもらってほしいと話しているようで、無償での売買ですと贈与となってしまいますので、避けるために安価な価格設定にしたようです。

■2番 小椋 隆子委員

不許可とのことで…どういった営農状況を鑑みての判断なのでしょうか。

■事務局

他市町村で譲受人が借り入れている農地が遊休農地と判定されているとのことで、農地法の効率要件に適さないため不許可相当ではないかとの意見をいただいています。

■2番 小椋 隆子委員

承知しました。

■議長

その他にありませんか。

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号について、農地法の許可要件を満たさないとし、不許可相当と決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なし)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について不許可相当と決定することといたします。

■議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。事務局お願いします。

■事務局

(農業委員会だよりについて説明)

(全国農業新聞代金について説明)

■局長

この件について、ご質問等ございますか。

■委員

(な し)

■局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 8年 2月20日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 1番 五十嵐 大 ⑩

議事録署名委員 6番 岩田 多吉 ⑩